

全 員 協 議 会

日 時 令和4年6月8日（水）
午前9時00分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第20、21回議運決定事項

令和4年5月23日（月）

令和4年6月 3日（金）

決定事項

1 令和4年第2回（6月）定例会に関する事項について

(1) 会期案について

6月8日（水）から6月24日（金）までの17日間とした。

議案名・・・資料1

(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項44により行うこととした。

(3) 請願書の取扱いについて

- ・「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公費助成制度の創設を求める」請願書
(民生福祉)

上記委員会に付託することとした。

(4) 議員派遣について

6月定例会最終日に決定することとした。

○第23回山口県市議会議員研修会（オンライン研修会）

- ・日 時 7月29日（金）午前9時45分～午後0時
- ・会 場 各市議会の会場（予定）

(5) 議事日程案について・・・資料2

(6) 陳情・要望書等の取扱いについて

- ・陳情書（山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する陳情書）
(取り扱わない)
- ・日台友好議員連盟を立ち上げていただきたい
(取り扱わない)
- ・人権侵害に対する救済申立
(取り扱わない)
- ・コロナ感染拡大防止策に関する陳情書
(取り扱わない)
- ・陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）
(取り扱わない)
- ・陳情書（市民からの意見をしっかりと議論しモニター制度を確立していただきたい）
(広聴)

- ・国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情 (取り扱わない)
 - ・陳情書 (大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について) (産建)
 - ・沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情 (取り扱わない)
 - ・申し入れ書 (山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。) (議運)
- 上記委員会で調査することとした。

2 山陽小野田市議会会議規則の改正について・・・資料3

会派無所属議員に改正案を送付した後、議会運営委員会で議論していくこととした。

3 申し合わせ事項の改正について・・・資料4

全員協議会で報告した後、議会運営委員会で議席の変更を議論することとした。

4 会派人数について見直しをお願い・・・資料5

会派に持ち帰り、議会運営委員会で議論していくこととした。

5 議会運営改善についての申し入れ・・・資料6

会派に持ち帰り、議会運営委員会で議論していくこととした。

令和 4 年第 2 回（6 月）定例会議案名（案）

市長提出案件（議案 5 件、報告 4 件）

○民生福祉常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 4 2 号 令和 4 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について（高齢）
- (2) 議案第 4 3 号 山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について（健康）

○産業建設常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 4 4 号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について（商工）
- (2) 議案第 4 5 号 財産の減額貸付けについて（農林）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 4 1 号 令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）について（財政）

○報告（4 件）

- (1) 報告第 1 号 繰越明許費予算の繰越しについて（財政）
- (2) 報告第 2 号 病院事業会計建設改良費予算の繰越しについて（病院）
- (3) 報告第 3 号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（水道）
- (4) 報告第 4 号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（下水）

○行政報告

- ・ 山陽小野田市土地開発公社の令和 3 年度決算概要及び令和 4 年度事業計画概要について（土木）

令和 4 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	8	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・報告 4 件を一括報告及び質疑 ・議案 5 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
6	9	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
			午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
6	10	金	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
6	11	土		休 会	
6	12	日		休 会	
6	13	月		委員会	・予備日
6	14	火	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（4 人）
6	15	水	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（4 人）
6	16	木	午前 9 時 30 分	本会議	・一般質問（4 人）
6	17	金		休 会	
6	18	土		休 会	
6	19	日		休 会	
6	20	月		休 会	
6	21	火		休 会	

6	22	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
6	23	木		休 会	・議事整理日
6	24	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>
<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>

申し合わせ事項新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議席の指定)</p> <p>1 2 - 1 議席は、最終番を議長、その一つ前を副議長、 1 番を監査委員とする。</p> <p>- 2 <u>その他の議員の議席は、議会運営委員会で協議の上、決定する。</u></p> <p>- 3 <u>申し合わせ事項 1 2 - 2 の場合において、会派所属議員は所属会派別に割り当てる。</u></p> <p>(議席の変更)</p> <p>1 3 議席の変更は、常任委員改選時<u>その他議長が必要と認めるとき</u>に行う。そのときに欠員がある場合は、最終番を充て、議長及び副議長の席はそれぞれ繰り上げる。 <u>その他の議員の議席は、申し合わせ事項 1 2 の例により決定する。</u></p>	<p>(議席の指定)</p> <p>1 2 議席は、最終番を議長、その一つ前を副議長、1 番を監査委員とし、<u>一般議員の議席は抽選により決定する。</u></p> <p>(議席の変更)</p> <p>1 3 議席の変更は、常任委員改選時に行う。そのときに欠員がある場合は、最終番を充て、議長及び副議長の席はそれぞれ繰り上げる。</p>

山陽小野田市議会
議長 高松秀樹様

会派人数について見直しのお願ひ

議長におかれましては、議会改革及び公平な議会運営にご尽力いただき、感謝と敬意を表します。

さて、公明党が昨年11月25日に提出した、会派人数に関する要望書について、改選前の議会運営委員会で議論いただきました。その経緯を踏まえ、第一歩として政党については会派人数の見直しをいただきたく、ここにお願い申し上げます。

令和3年11月26日

公明党山陽小野田市議会議員

吉永美子

岡山 明



山陽小野田市議会議長 高松秀樹様

日本共産党市議会議員団 団長 中島好人
幹事長 山田伸幸

議会運営改善についての申し入れ

日夜、議会運営に尽力されていることに敬意を表します。

さて、本会議の開催及び議会運営に際し、改善すべき点がいくつかあります。



第一がコロナ感染対策です。今年に入り、感染の第6波がわが山陽小野田市にも到来し、様々なところで感染を広げ、いまだに感染が収まっていません。

特に、ゴールデンウィーク以降の感染が再び大きな波になっています。

これまで共産党議員団は、市長に対して議会を招集する責任として、出席者へのPCR検査を求めてきましたが、全く応えようとしていません。

議会としても本会議場での感染の広がりはいき止めていくことが必要であり、ぜひ議会として全議員のPCR検査の実施と、市長に出席参与のPCR検査の実施を求めていくことが必要ではないでしょうか。

第二点目が本会議場での議論の活発化です。

一番の問題は、会派代表者がおこなう三月議会での代表質問が、一般質問と大して変わらず市長相手の活発な議論がおこなわれていなかったことです。代表質問の見直しが必要です。

二つ目の問題が一般質問のあり方が、市長との議論を図るのではなく一執行部への単なる質問に終わっていることです。

三つ目の問題が議案の質疑が低調であることです。その原因は議案について、議案上程まで議案の検討がおこなわれていないのではと思われます。

以前おこなったような一般質問のあり方についての研修や、議員としての各種研修を議会としておこなうことが必要であると思われます。

第三が、議会と執行部のあり方が問われている問題です。

12月議会で審査した地域交流センターの議案は、問題点の指摘がおこなわれましたが議会として問題点の検討がおこなわれないうまま、議案がそのまま採決となりました。しかし、地域にあっては公民館運営協議会ですら議論されていない実態があります。「議案が通ってから説明する」という執行部の姿勢はまちがっています。

議会自身が市民の中に入って、この問題を調査することが必要でしたが、単に付帯決議に終わったことは、市民の思いが反映されたものではありませんでした。

一方で宇部市議会では、12月議会に提案された公民館の廃止条例が継続審議とされ慎重な姿勢を見せています。

山陽小野田市議会ではかつて、市民への説明不足や市民にとって不利益と思われる議案については慎重な検討を繰り返しており、今一度議会のあり方について検討が必要ではないでしょうか。

第四が、議長と副議長は議会の代表であり、会派に属したままの職務運営は改善し、会派を離脱すべきではないでしょうか。

以上4点について検討されるよう申し入れます。